

# 兵庫県公報

平成31年 3月29日 金曜日 第20号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業課) .....	1

## 公布された法令のあらまし

●産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）  
地域経済の持続と発展のため、引き続き産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）の有効期限を延長するに当たり、条例による支援の対象となる立地促進事業等の範囲を拡大するとともに、立地促進事業等を行おうとする事業者が条例による支援を利用しやすいものとするよう、その要件の見直しを行うこととした。

## 規 則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年 3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第24号

#### 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項から第3項までを次のように改める。

条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 別表対象事業の欄に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの（以下「風俗営業等」という。）及び国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人が行うもの（以下「国実施事業等」という。）を除く。以下同じ。）
- (2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）
- (3) 第1号に掲げる事業に準ずるものとして知事が別に定める事業

2 条例第2条第2号アに規定する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 別表7の款対象事業の欄に掲げる事業（風俗営業等及び国実施事業等を除く。）
- (2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）

3 条例第2条第3号アに規定する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 別表対象事業の欄に掲げる事業
- (2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）
- (3) 第1号に掲げる事業に準ずるものとして知事が別に定める事業

第7条第1項中「3,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同条第2項中「同表2の項に規定する工場立地事業（別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）の用に供する資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。以下同じ。）を取得す

るために、第14条第1項の規定による確認申請書を提出した日（以下「確認申請書提出日」という。）以後に2億円（当該工場立地事業を行う法人が、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業者（当該中小企業者以外の法人をいう。以下同じ。）が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している法人及び役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員をいう。以下同じ。）の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は従業員である法人を除く。以下「中小企業者」という。）である場合にあっては、1億円）以上の支出をした事業であって、次のいずれにも該当すること」を「次のとおり」に改め、同項第3号中「第1号アからウまでのいずれか」を「第2号ア又はイ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「からウまでのいずれか」を「又はイ」に、「新規従業員（確認申請書提出日以後に新たに従業員）」を「次に掲げる従業員」に改め、「として雇用された者（県内に住所を有するものに限る。）又は配置転換により新たに県内に住所を定めた従業員をいう。第6項第2号、第11条第2号イ及び第15条第2号を除き、以下同じ。）」を削り、同号に次のように加える。

ア 工場立地事業が第2条第3項第1号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者（県内に住所を有するものに限る。）又は配置転換により新たに県内に住所を定めた従業員（以下「県内居住新規従業員」と総称する。）

イ 工場立地事業が第2条第3項第2号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者又は新たに県内に配置転換された従業員（以下「新規従業員」と総称する。）

第7条第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号ア中「取得する契約を締結し」を「取得し」に、「当該契約を締結した」を「その取得の」に、「当該工場立地事業を開始すること、」を「当該工場立地事業（第2条第3項第1号又は第2号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）を開始すること、」に改め、同号イを次のように改める。

イ 平成31年3月31日以前に県内で事業活動を開始した法人（以下「既存法人」という。）が、工場立地促進地区における指定拠点地区内の既存敷地（既存法人が同日以前に権原を取得した土地をいう。）内にある次に掲げる建築物において工場立地事業（第2条第3項第1号に掲げる事業にあっては、新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業をいい、製造方法又は製造工程を大きく転換した事業その他の新展開事業と同等であると知事が認める事業を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を開始すること。

(7) 基準日以後に、新たに建築し、増築し、又は改築した建築物

(イ) 基準日以後に、工場立地事業の用に供する設備（所得税法施行令第6条第3号に規定する機械及び装置をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した建築物

第7条第2項第1号ウを削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(i) 工場立地事業が第2条第3項第1号に掲げる事業である場合にあっては、当該工場立地事業の用に供する資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。以下同じ。）を取得するために、第14条第1項の規定による確認申請書を提出した日（以下「確認申請書提出日」という。）以後に2億円（当該工場立地事業を行う法人が、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者（発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業者（当該中小企業者以外の法人をいう。以下同じ。）が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している法人及び役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員をいう。以下同じ。）の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は従業員である法人を除く。以下「中小企業者」という。）である場合にあっては、1億円）以上の支出をしたものであること。

第7条第4項第1号中「取得する契約を締結し」を「取得し」に、「当該契約を締結した」を「その取得の」に改め、同項第2号中「新規従業員」を「県内居住新規従業員」に改め、同条第6項第2号中「（確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者又は新たに県内に配置転換された従業員をいう。第11条第2号イ及び第15条第2号において同じ。）」を削り、同条第7項の表第2項各号列記以外の部分の款中「第2項各号列記以外の部分」を「第2項第1号」に、「第1号ア」を「第2号ア」に改め、同表第2項第1号アの款中「第2項第1号ア」を「第2項第2号ア」に改め、同表第2項第1号イ及びウの款中「第2項第1号イ及びウ」を「第2項第2号イ」に改め、同款基準日の項を削り、同款の次に次のように加える。

第2項第2号イ(7)及び(イ)	基準日	公表の日
-----------------	-----	------

第7条第7項の表第2項第2号及び第3号並びに第4項第2号及び第3号の款中「第2項第2号及び第3号並びに第4項第2号及び第3号」を「第2項第3号及び第4号」に改め、同表に次のように加える。

第4項第2号及び第3号	11人	6人
-------------	-----	----

第7条第9項の表第2項各号列記以外の部分の款中「第2項各号列記以外の部分」を「第2項第1号」に、「第1号ア」を「第2号ア」に改め、同表第2項第1号アの款中「第2項第1号ア」を「第2項第2号ア」に改め、同表第2項第1号イ及びウの款中「第2項第1号イ及びウ」を「第2項第2号イ」に改め、同表第2項第1号イ及びウの項を削り、同表に次のように加える。

第2項第2号イ(ア)及び(イ)	基準日	平成27年4月1日
-----------------	-----	-----------

第8条第1号中「別表対象事業の欄」を「第2条第3項第1号又は第2号」に改め、同条第2号中「別表対象事業の欄に掲げる事業を除く」を「第2条第3項第3号に掲げる事業に限る」に改める。

第9条中「工場立地事業（別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。）にあつては同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設とし、工場立地事業（別表対象事業の欄に掲げる事業を除く。）にあつては事務所、試験研究施設又は研修施設とし、再活性化事業にあつては再活性化事業に係る」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第2条第3項第1号に掲げる事業 別表対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設
- (2) 第2条第3項第2号に掲げる事業 事務所
- (3) 第2条第3項第3号に掲げる事業 事務所、試験研究施設又は研修施設
- (4) 再活性化事業 再活性化事業に係る施設

第11条第1号ア中「別表対象事業の欄」を「第2条第1項第1号又は第2号」に改め、同号イ中「新規従業員」を「次に掲げる従業員」に改め、同号イに次のように加える。

- (ア) 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあつては、県内居住新規従業員
- (イ) 立地促進事業が第2条第1項第2号に掲げる事業である場合にあつては、新規従業員

第11条第2号ア中「別表対象事業の欄に掲げる事業を除く」を「第2条第1項第3号に掲げる事業に限る」に改める。

第12条中「立地促進事業（別表対象事業の欄に掲げる事業に限る。）にあつては同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設とし、立地促進事業（同表対象事業の欄に掲げる事業を除く。）にあつては事務所、試験研究施設又は研修施設」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 別表対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる事業 事務所
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる事業 事務所、試験研究施設又は研修施設

第18条中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

第19条第2項第2号中「(第7条第2項第1号ア)」を「(第7条第2項第2号ア)」に改め、同条の表第7条第2項第1号ア又は第4項第1号に規定する土地に建築物を新たに建築する場合の款中「第7条第2項第1号ア」を「第7条第2項第2号ア」に改め、同表その他の場合の款中「第7条第2項第1号ア」を「第7条第2項第2号ア」に改め、「規定する」の右に「権原を取得する」を加え、同項第3号中「第7条第2項第1号イ又はウ」を「第7条第2項第2号イ」に改め、同条第3項中「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改める。

附則第2項及び第3項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条並びに附則第2項及び第3項の改正規定 公布の日
- (2) 第19条第3項の改正規定 平成32年4月1日